

(平成30年6月29日現在)

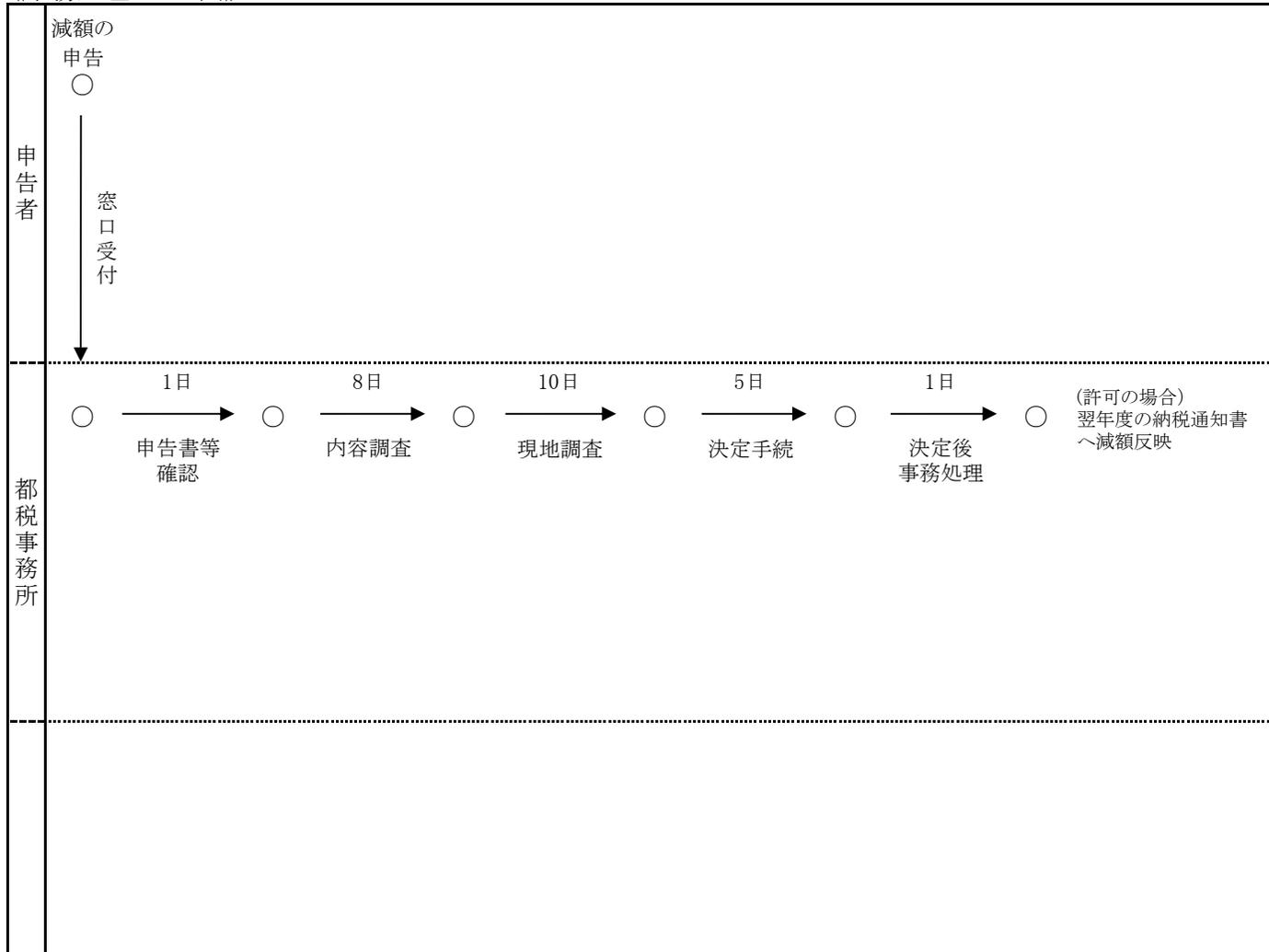
### 事務処理フロー図

事務名	固定資産税及び都市計画税の減額事務
根拠法令	地方税法附則第15条の6から附則第15条の11まで

作成部署 主税局資産税部固定資産税課固定資産税担当 電話 5388-3007

標準処理期間計	25日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	申告書等確認	提出された申告書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうか確認します。
2	内容調査	申告された内容が地方税法に定められた要件を満たすかどうかを調査します。
3	現地調査	申告された内容について、現地調査を行い、その現況調査を行います。
4	決定手続	都税事務所長が減額の許可又は不許可の決定を行います。
5	決定後事務処理	決定した内容について、電算入力等の事務処理を行います。
6		
7		
8		
9		
10		